

令和2年度 市民参画実施状況報告書

—目次—

| | |
|------------------------------|----|
| 1 周南市市民参画条例について | |
| (1) 市民参画条例とは | 1 |
| (2) 市民参画条例における市民参画とは | 1 |
| (3) 市民参画条例の特徴 | 1 |
| (4) 市民参画条例の主な内容 | 1 |
| (5) 市民参画条例の制定までの歩み | 2 |
| (6) 市民参画の対象となる施策 | 2 |
| (7) 市民参画の対象としないことができる施策 | 2 |
| (8) 周南市市民参画推進審議会 | 3 |
| | |
| 2 市民参画の方法の解説 | |
| (1) パブリック・コメント | 4 |
| (2) 市民説明会・ワークショップ | 4 |
| (3) 審議会等 | 5 |
| (4) 市の機関が適当と認める方法 | 5 |
| | |
| 3 周南市市民参画実施状況の概要 | |
| (1) 市民参画条例条項別施策（事業）数 | 7 |
| (2) 市民参画の手法内識別の推移 | 8 |
| (3) 市民参画の事業別実施状況 | 9 |
| ・ 市民参画の実施が必須の施策（条例第6条第1項） | 9 |
| ・ 市民参画の実施が任意の施策（条例第6条第3項） | 36 |
| ・ その他、市民の意識や意見の把握の状況（条例第14条） | 71 |
| | |
| 4 市民参画推進の取組み | |
| (1) 職員研修の実施 | 73 |
| (2) 担当課における自己評価等 | 73 |
| (3) 新たな市民参画の手法 | 73 |
| (4) 市民参画の普及 | 73 |
| | |
| 5 全体を通して | 74 |
| | |
| 6 参考資料 | |
| (1) 周南市市民参画条例 | 75 |
| (2) 周南市市民参画条例施行規則 | 80 |

1 周南市市民参画条例について

(1) 市民参画条例とは

周南市市民参画条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的に平成19年4月1日に施行されました。

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長）が施策を決定するときに、市民の皆さんの意見や提案を聴くことを制度化しています。

市の機関は、この条例に基づいて、様々な方法で市民の皆さんの意見等を求め、それを市政に反映させていきます。

ここで言う「市民」とは、市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。

(2) 市民参画条例における市民参画とは

一口に「市民参画」と言っても、市民の皆さんが参画する対象は様々であり、行政の活動への参画のほかに、議会の活動への参画、市民の活動への参画などが考えられます。

この条例における市民参画とは、行政（市の機関）の活動への参画を対象としており、市の機関が施策を定める際に、その意思決定をするプロセスに、市民の皆さんが自らの意見等を反映させ、より良いまちづくりを進めるため、主体的に参画することとしました。

(3) 市民参画条例の特徴

この条例は、「自分たちのことは自分たちで考え決定する＝自治」という基本的な考え方を軸として、

条文の目新しさや制度の「先進性」にとらわれることなく、「周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていく」（条例前文）ために必要な基本事項を市民の視点から平易な文体で明文化しています。

市民参画の対象となる行政施策（基本計画策定や条例制定、大規模公共施設の建設等）と市民参画の方法（パブリック・コメント、市民説明会、ワークショップ、審議会等）が列挙しており、対象施策や参画方法等の具体的な手続が明記してあります。

(4) 市民参画条例の主な内容

条例第1条では、この条例の目的が定められており、市民の皆さんが主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定め、協働によるまちづくりの推進によって、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことと、明記されています。

第4条では、市民の責務が定められており、(1) 積極的な参画 (2) 責任ある参画 (3) 相互意見の尊重と公共の利益を図ることを基本とすることなどが明記されています。

第5条では、市の機関の責務が定められており、(1) 市政情報の提供 (2) 市民参画機会の創出 (3) 意向把握と施策への反映に努めることなどが明記されています。

また、第6条では市民参画の対象となる施策を、第7条では市民参画の方法をそれぞれ定めています。



(5) 市民参画条例の制定までの歩み

周南市では、平成17年に市民の皆さんが市政に参画する仕組みについて検討するため、市民活動経験者や公募による市民で構成された「市民参画検討委員会」を設置し、1年3か月にわたり、延べ39回の公開会議を開催し、白紙の段階から条例案の検討を重ねるとともに、パブリック・コメントやフォーラムなどの様々な市民参画の方法を使用して、多くの人々の意見等を伺いながら「市民参画条例(案)」を作成しました。

これを受け平成19年4月1日に「周南市市民参画条例」が施行されました。

(6) 市民参画の対象となる施策

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定しています。

第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。

また、本条例以外の法令（建築基準法、土地区画整理法等）の規定により、市民参画の実施が義務付けられているものもあります。

(7) 市民参画の対象としないことができる施策

周南市市民参画条例第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について以下のとおり規定しています。

- ① 緊急を要するもの
- ② 軽易なもの
- ③ 法令の規定により市民参画を実施するもの
- ④ 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- ⑤ 市の機関の内部事務処理に関するもの

- ⑥ 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

制定経緯

条例制定に至るまで

平成17年6月 周南市市民参画推進本部設置

平成17年7月 周南市市民参画検討委員会設置

委員：20人（うち公募市民4人、市職員5人）



平成18年5月 中間報告発表

平成18年5月 条例案パブリック・コメント実施

（5月15日～6月14日：13人53件意見提出）

平成18年6月 市民参画フォーラム開催

（条例案の説明及び質疑応答：350人参加）



平成18年9月 提言書提出

平成18年11月 市民参画手続実施責任者設置

（各課所室等の長）

平成18年11月 市民参画システム部会設置

平成18年12月 第6回市議会において条例案可決

平成19年4月 周南市市民参画条例 施行

(8) 周南市市民参画推進審議会

周南市市民参画条例第15条では、この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会を設置することが規定されています。

この年次報告書は、審議会に提出され、毎年度、様々な視点から市が行う市民参画の手続きについて、議論し、評価を行っています。

対象事業 市民参画の対象となる施策

第6条第1項第1号

市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更



周南市まちづくり総合計画、公共施設再配置計画などの市の方向性を決定する計画等が該当します。

第6条第1項第2号

市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃



市民参画条例、情報公開条例などの条例制定等が該当します。

第6条第1項第3号

市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

個人情報保護条例、空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例の制定等が該当します。

第6条第1項第4号

市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

ゴミの分別収集制度、小中学校通学区域制度などの制度の導入等が該当します。

第6条第1項第5号

大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更



周南市庁舎建設基本計画、駅ビル整備基本構想、学び・交流プラザ整備計画など事業費がおおむね10億円以上の公共の用に供する施設の計画策定等が該当します。

第6条第3項

第6条各号に規定するもの以外のものであっても市民参画の対象事業とすることができます。

第6条第3項に該当する案件は、まちづくり、福祉、教育など市政の様々な分野で活用されています。



第14条

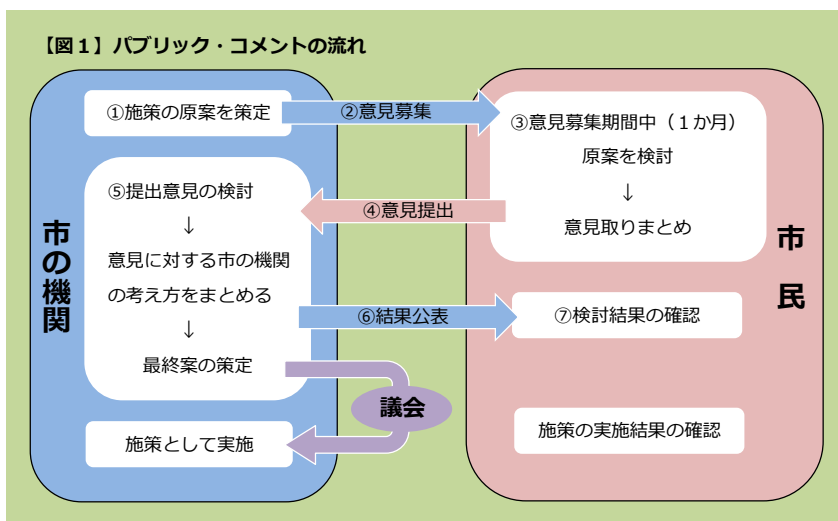
市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。市民の皆さんのまちづくりに対する思いを、市政に反映させるため、市の施策や地域課題などの政策に対する建設的な提言を求める「まちづくり提言」制度などが行われています。

2 市民参画の方法の解説

市民参画条例第 7 条では、市民参画の方法が次のとおり規定されています。ここでは、市民参画の各方法について解説を行って行きます。

(1) パブリック・コメント

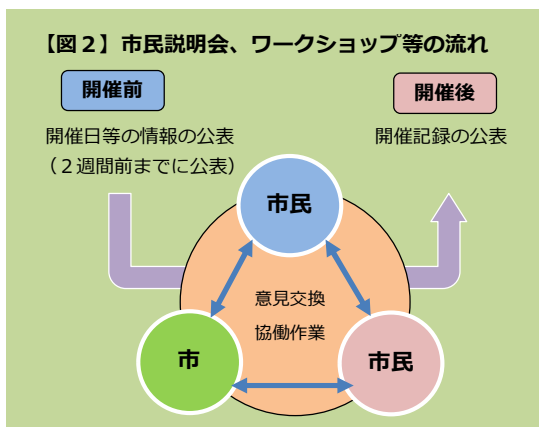
パブリック・コメントは、市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法です。市民から多様な意見を集めることができ、また、施策の意思決定過程における公平性の確保や、透明性の向上を図れることから市の施策の様々な場面で活用されています。（【図 1】参照）



(2) 市民説明会・ワークショップ

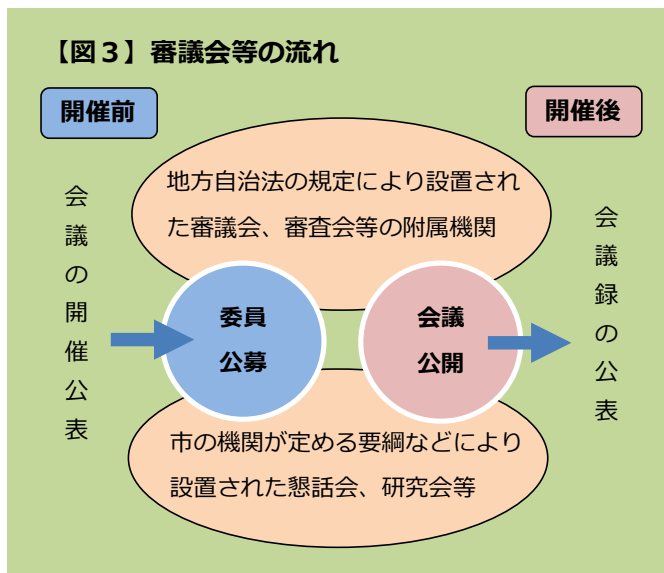
市民説明会は、市の機関が施策を定めるとき、市民に事前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、または討議する方法です。地域で行う市民説明会は参画しやすく、生活に関わるが多いため市民の関心が高く、直接生の声を聞くことができます。

ワークショップは、市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関または市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して案を作りあげていく方法です。参加者が現場を見ながら議論したり模型を組み立てる中から課題や解決案を見出したりといった参加型体験を通して合意形成を図るため、参画意識が高まると共に満足度が高いものとなります。（【図 2】参照）



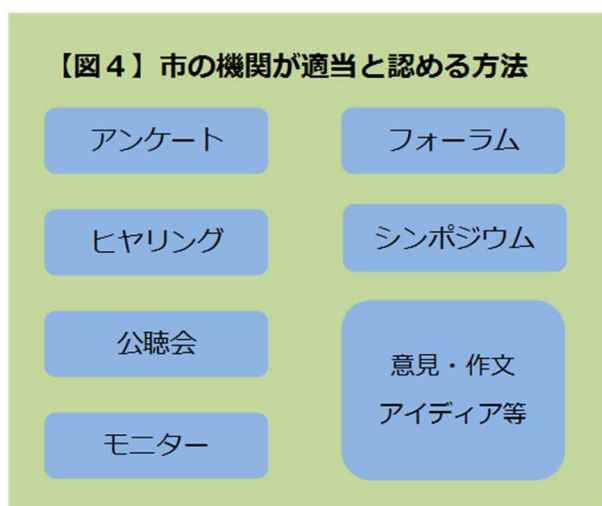
(3) 審議会等

審議会等は、附属機関（審議会、審査会等）や、市の機関が定める要綱などにより設置された懇話会、研究会等に市の機関が諮問することにより意見などを求める方法です。審議会等では、行政が一定の委員を選任し、委員の合議による答申・提言等を受けることから、会議運営及び策定過程の民主制の確保、学識経験者等の参画による専門知識の導入、関係者の利害調整などを図ることができます。（【図 3】参照）



(4) 市の機関が適当と認める方法

市民参画の手法については、時代と共に新しい方法が考えだされ、変化し続けていることから、条例第 7 条第 5 号の規定により、効果的であれば、その他の方法を使用できると定められています。この規定に基づき、市の機関が適当と認め、使用している方法は次のとおりです。（【図 4】参照）



■ アンケート

多くの人に同じ質問をして回答を求める調査法で、各種計画の策定過程でよく用いられる方法です。多種多様な価値観を持つ市民の意向（ニーズ）や、物事の実態を把握・評価するうえで有効です。

■ヒアリング

団体・グループや個人に対し聞き取りする方法で、アンケートと並んで各種計画の策定過程でよく用いられる方法です。聴き手と、調査対象者が顔を合わせることから、相手に調査の目的を説明しやすく、かつ相手の意見をしっかり聞くことが可能です。

■公聴会

一般に法律上、開催を義務付けられた公式的な意見聴取の場を指します。通常、応募者の中から指名された市民が発表する意見を聞く形で開催されます。行政主導で多様な市民意見を聞く場であり、一般的に質疑応答は行わないという特徴があります。

■モニター

公募した市民を登録し、市政などに関する意見を聴取したり、関連会議への出席を求めたりするもので、ある一定の期間の中で、ヒアリング対象となる市民・団体などの意見を複数回以上求めることができます。様々な立場の市民の意見を聴取することができ、行政では考えつかなかった意見や把握しにくかった実態を知ることができます。

■フォーラム・シンポジウム

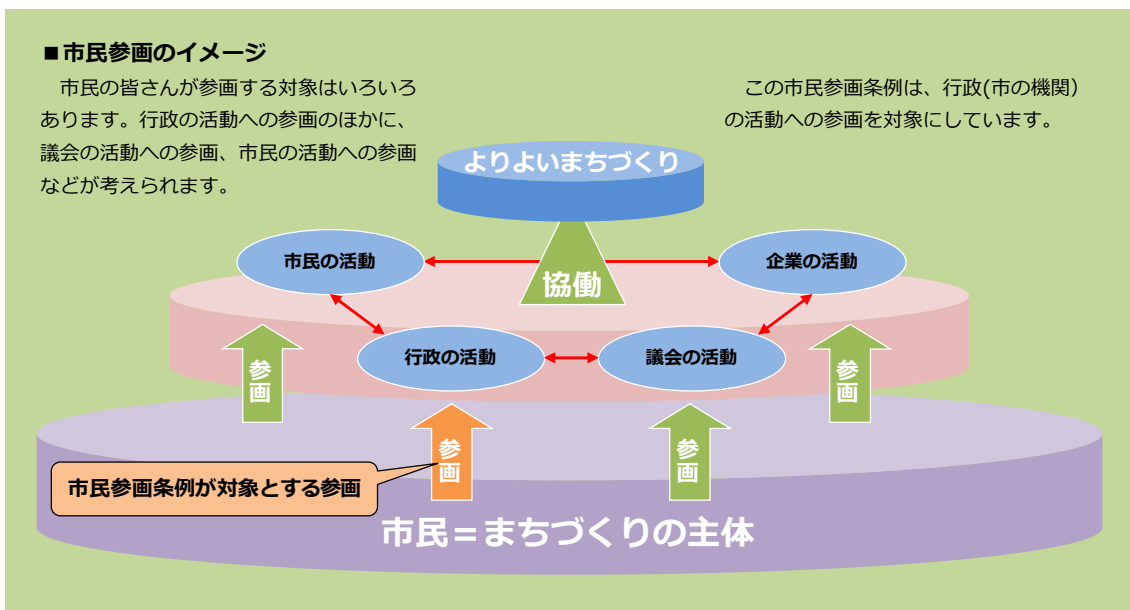
フォーラムは、一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う公開の討論会です。

シンポジウムは、一つの話題に対して、数人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる公開の討論会です。

討論への参加を通じて、多くの参加者の意識を同時に高めることが可能です。数回にわたり発展的に開催していくことで、意識啓発を継続的・発展的に行うことができます。

■意見・作文・アイデア等の募集

テーマを定めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集する方法です。募集方法は、広報紙、チラシ、ポスターなどで広報するほか、事業の対象により学校、事業所、各種団体などに呼びかける場合もあります。



3 周南市市民参画実施状況の概要

(1) 市民参画条例条項別施策（事業）数

周南市市民参画条例第6条第1項第1号から第5号では、市民参画の対象とする施策を規定し、第6条第2項では、事務の効率性や費用対効果等の観点から、市民参画の対象としないことができる施策について規定しています。第6条第3項では、第6条第1項により市民参画の対象としなければならないと規定された施策以外の施策であっても、市の機関は必要と認めれば積極的に市民参画の対象とすることができることを規定しています。その他第14条では、市政に対する市民の皆さんの意見等を掘り起こし、反映させるため、市の機関は市民参画条例第2章に定める市民参画の手続きに限らず、広く市民の皆さんの意向の把握に努めることを規定しています。

令和2年度の市民参画の実施状況を条項別にみると、市民参加の対象となる施策（条例第6条第1項）で市民参画を実施した件数は23件でした。一方、それ以外の施策で市民参画を実施（条例第6条第3項）した件数は30件でした。また、その他にも適切な方法により広く市民の意識や意見を把握するよう努めています（条例第14条）。

このことから、市は条例で市民参画の実施が必ずしも定められていない施策についても、積極的に市民参画の対象としていることがうかがえます。（【表1】参照）

【表1】令和2年度 市民参画条例条項別施策（事業）数

| 市民参画の対象（条例条項） | 事業数 （件） |
|--|------------|
| 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 （第6条第1項第1号） | 18 |
| 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃 （第6条第1項第2号） | 1 |
| 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃 （第6条第1項第3号） | 0 |
| 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃 （第6条第1項第4号） | 1 |
| 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定または変更 （第6条第1項第5号） | 3 |
| 条例第6条1項により市民参画を実施しなければならないと規定された施策ではないが、市の所管課の判断により、積極的に市民参画の対象とした施策（第6条第3項） | 30 |
| 条例第14条の規定に基づき、適切な方法により、広く市民の意識や意見の把握に努めた施策 | 1 |

（計 54）

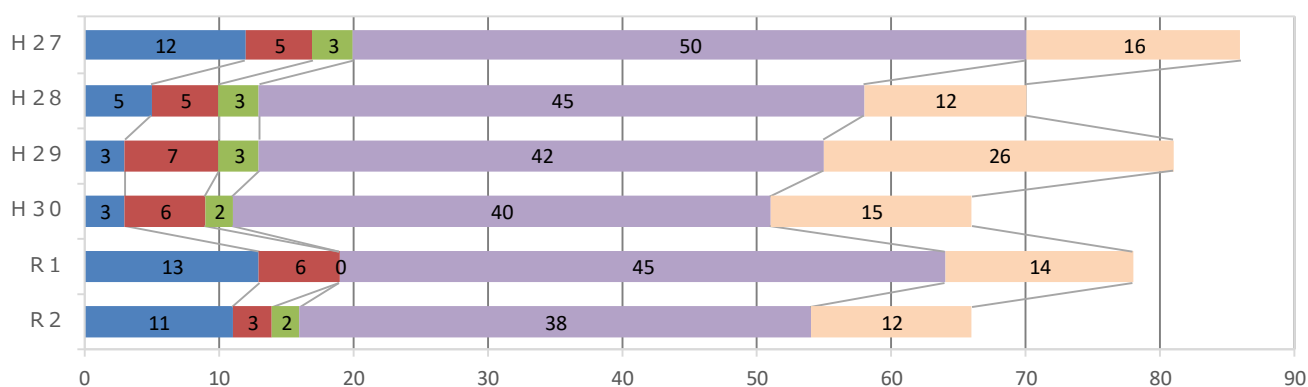
(2) 市民参画の手法内識別の推移

市民参画の具体的な方法については、周南市市民参画条例第7条に定めており、第1号に「パブリック・コメント」、第2号に「市民説明会」、第3号に「ワークショップ」、第4号に「審議会等」の手法をそれぞれ掲げています。また、市民参画の方法については、時代とともに新しい方法が考え出され、変化し続けていることから、第7条第5号に「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」を規定し、効果的であれば、その方法を使用できると定めています。

以下のグラフでは、市民参画の手法別内訳の推移を示しています。本市の特徴として、「審議会等」の手法が多く用いられています。（【グラフ1】参照）

【グラフ1】 市民参画の手法内訳の推移

(件)



(件)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|----|----|
| ■ パブリックコメント | 12 | 5 | 3 | 3 | 13 | 11 |
| ■ 市民説明会 | 5 | 5 | 7 | 6 | 6 | 3 |
| ■ ワークショップ | 3 | 3 | 3 | 2 | 0 | 2 |
| ■ 審議会等 | 50 | 45 | 42 | 40 | 45 | 38 |
| ■ その他市の機関が適当と認める方法 | 16 | 12 | 26 | 15 | 14 | 12 |
| アンケート | 7 | 6 | 10 | 6 | 8 | 6 |
| ヒヤリング | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| 公聴会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| モニター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| フォーラム | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| シンポジウム | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 意見・作文・アイデア等の募集 | 1 | 0 | 4 | 1 | 0 | 1 |
| その他の方法（提言箱など） | 7 | 4 | 10 | 5 | 5 | 5 |
| 合計 | 86 | 70 | 81 | 66 | 78 | 66 |

市民参画の実施が必須の施策
(条例第6条第1項)

事業一覧表

| 事業名称 | 根拠条項 | 担当課 | 審議会等 | パブリック・コメント | 市民説明会 | ワークショップ | その他の手法 | |
|---------------------------|-----------|----------------------|------|------------|-------|---------|--------|-----|
| | | | | | | | アンケート | その他 |
| 第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業 | 第6条第1項第1号 | 企画課 | ○ | ○ | | | | |
| 徳山大学公立化検討事業 | 第6条第1項第1号 | 企画課 | ○ | | | | | |
| 周南市スマートシティ構想策定 | 第6条第1項第1号 | 情報企画課 | | ○ | | | | ○ |
| 防災対策 | 第6条第1項第1号 | 防災危機管理課 | | ○ | | | | ○ |
| 徳山北部拠点施設基本計画策定事業 | 第6条第1項第5号 | 地域づくり推進課 中山間地域振興室 | | | ○ | ○ | ○ | |
| 動物園リニューアル事業 | 第6条第1項第1号 | 動物園 | | ○ | | | | |
| 住居表示事業 | 第6条第1項第4号 | 市民課 | ○ | | | | | |
| 健康推進事業 | 第6条第1項第1号 | 健康づくり推進課 | ○ | | | | | |
| 児童福祉総務一般事務費事業 | 第6条第1項第1号 | 次世代政策課 | ○ | | | | | |
| 老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業 | 第6条第1項第1号 | 高齢者支援課 | ○ | ○ | | | ○ | |
| 手話はいのち！周南市手話言語条例の策定 | 第6条第1項第2号 | 障害者支援課 | | ○ | | | | |
| 周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の策定 | 第6条第1項第1号 | 障害者支援課 | ○ | ○ | | | | |
| 周南市都市計画マスタープラン改訂業務 | 第6条第1項第1号 | 都市政策課 | ○ | ○ | | | | |
| 都市計画変更業務 | 第6条第1項第1号 | 都市政策課 | ○ | | | | | |
| 集約型まちづくりの推進 | 第6条第1項第1号 | 都市政策課 | ○ | | | | | |

| 事業名称 | 根拠条項 | 担当課 | 審議会等 | パブリック・コメント | 市民説明会 | ワークシヨップ | その他の手法 | |
|---|-----------|----------|------|------------|-------|---------|--------|-----|
| | | | | | | | アンケート | その他 |
| 景観まちづくりの推進 | 第6条第1項第1号 | 都市政策課 | ○ | | | | | |
| 周南市地域公共交通計画策定業務 | 第6条第1項第1号 | 公共交通対策課 | | ○ | | | | |
| 周南市緑の基本計画の改訂 | 第6条第1項第1号 | 公園花とみどり課 | | ○ | | | | |
| 久米中央土地区画整理事業 | 第6条第1項第1号 | 市街地整備課 | ○ | | | | | |
| 富田西部第一土地区画整理事業 | 第6条第1項第1号 | 市街地整備課 | ○ | | | | | |
| 新南陽総合支所整備事業 | 第6条第1項第5号 | 地域政策課 | | | ○ | | | |
| 鹿野総合支所整備事業 | 第6条第1項第5号 | 地域政策課 | | | ○ | | | |
| 第4次周南市地域福祉計画、第4次周南市地域福祉活動計画、周南市再犯防止推進計画、周南市成年後見制度利用促進計画策定事業 | 第6条第1項第1号 | 地域福祉課 | ○ | ○ | | | | |

第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業

担当課: 企画課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 周南市まちづくり総合計画に掲げる施策の中から、人口減少問題と地域経済縮小の克服に資する施策をまとめた「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議)

| | | | |
|----------|--|----------------|-------------------------|
| 設置の目的 | 周南市人口ビジョン及び周南市総合戦略の策定及び推進に当たり、専門的見地から幅広く意見又は提案を受けるため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 15名 | 0名 (0%) | 無 | 有識者から専門的な視点の意見や提案を受けるため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年6月1日 | 10日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和2年6月9日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

パブリック・コメント

| | | | |
|-----------------------------------|----------|--------------------|--------|
| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の公表 |
| 令和2年8月1日～令和2年8月31日 | 令和2年8月1日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数/意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 3名 / 46件 | |

自己評価

・周南市まち・ひと・しごと創生戦略会議では、産業界や教育機関、住民代表など、様々な分野の方から計画策定における意見聴取ができた。
 ・パブリックコメントでは、平成27年度の第1期総合戦略策定時に比べ、意見提出者数・意見数が増加しており、十分に市民参画ができたと考ええる。

徳山大学公立化検討事業

担当課: 企画課

| | |
|-------|----------------|
| 事業の概要 | 徳山大学の公立化に関する検討 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(徳山大学公立化有識者検討会議)

| | | | |
|------------|---|----------------|-------------------------|
| 設置の目的 | 学校法人徳山教育財団徳山大学の公立化の検討に当たり、専門的かつ客観的な見地から議論を行い、意見を取りまとめることで、公立化の方向性を決定するための判断要素を示していくため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 10名 | 0名 (0%) | 無 | 有識者から専門的な視点の意見や提案を受けるため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年9月16日 | 8日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和2年10月14日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和2年11月25日 | 6日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年1月20日 | 8日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年2月2日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

徳山大学公立化有識者検討会議では、産業界や教育機関の方に参画いただき、専門的な見地から公立化に対する意見を聴取することができた。

周南市スマートシティ構想策定

担当課: 情報企画課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 本市の最重点施策としてスマートシティを総合的に推進するための周南市スマートシティ構想を策定する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

パブリック・コメント

| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の公表 |
|-----------------------------------|----------|--------------------|--------|
| 令和3年2月5日～令和3年3月8日 | 令和3年2月1日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 21名 / 50件 | |

その他の方法(アイデアの募集)

| 方法の概要 | |
|--|------------|
| 周南市スマートシティ構想の策定に向けた基礎資料を作成することを目的として、アイデアを募集をした。 | |
| 対象者 | 実績 |
| 市民、市内への通勤・通学者、企業・団体 | ・186人／218件 |

自己評価

・アイデア募集については、生活において不便を感じる点と、解決のための先端技術等の活用に関する者であり、比較的意見提出しやすい面があったこと等から、大幅に目標数を超えることができた。

・構想(素案)に関するパブリック・コメントについては、専門性の高い構想ではあったが、多くの意見をいただくことができた。

防災対策

担当課: 防災危機管理課

| | |
|-------|-----------------|
| 事業の概要 | 周南市国土強靱化地域計画の策定 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

パブリック・コメント

| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の 公表 |
|-----------------------------------|------------|--------------------|------------|
| 令和3年1月12日～令和3年2月10日 | 令和2年12月18日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 2名 / 26件 | |

その他の方法(周南市防災会議委員への意見聴取)

| 方法の概要 | |
|--|---|
| 策定中の計画(案)の意見聴取(1/19～2/19)をおこない、意見の反映を行なった。 | |
| 対象者 | 実績 |
| 防災会議委員 | 委員数45人(うち自主防災協議会の住民代表者2名含む)のうち5名から15件の意見をいただいた。 |

自己評価

本計画策定にあたり、パブリックコメントを実施し、市民参画を図るとともに、国や県等の関係機関、学識経験者、民間事業者や地域住民の代表等から構成される周南市防災会議の各委員へ意見聴取、さらには市議会全員協議会の意見を踏まえて最終的な検討、調整を行った。

徳山北部拠点施設基本計画策定事業

担当課： 地域づくり推進課中山間地域振興室

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 老朽化した須々万支所・市民センターの再整備に際し、安心な暮らしの確保などにつながる『徳山北部拠点施設』として整備するにあたり、その整備方針を定める。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第5号 |

ワークショップ

| 開催日 | 開催場所 | 対象者 | 開催前の公表日 ※原則2週間以上前 | 公表方法 | 開催後の公表 | 参加者数 |
|-----------|-------------|------|----------------------|--------------|--------|------|
| 令和2年10月8日 | 須々万市民センター別館 | 地域住民 | 15日前 | 市ホームページ・案内送付 | 公表 | 38名 |

市民説明会

| 開催日 | 開催場所 | 対象者 | 開催前の公表日 ※原則2週間以上前 | 公表方法 | 開催後の公表 | 参加者数 |
|----------|-------------|------|----------------------|--------------|--------|------|
| 令和3年2月5日 | 須々万市民センター別館 | 地域住民 | 15日前 | 市ホームページ・案内送付 | 公表 | 44名 |

アンケート

| 募集期間 | 募集方法 | 対象者 |
|---|------------|---------------|
| 令和2年8月28日～令和2年9月16日 | 地域の回覧・直接送付 | 地域住民 |
| 実施目的 | | 回答数 |
| 須々万支所・市民センターの再整備に際し、拠点施設の機能に関する意向を把握・整理するため | | 1,665人/3,000人 |

自己評価

基本計画の策定にあたり、関係7地区の住民とのワークショップ開催や住民アンケートの実施により、拠点施設の機能に関する意向を把握・整理するとともに、これらの意見等を踏まえた計画案の説明会の開催により、拠点施設の整備に向けた方向性について地域の合意形成が図られた。

動物園リニューアル事業

担当課: 動物園

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 平成21年度に「徳山動物園リニューアル基本計画」を策定し全園リニューアル事業に着手しているが、10年が経過し、計画条件の変化や課題、現在の整備状況を踏まえ、基本計画の変更を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

パブリック・コメント

| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の 公表 |
|-----------------------------------|----------|--------------------|------------|
| 令和3年2月1日～令和3年3月2日 | 令和3年2月1日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 4名 / 53件 | |

自己評価

パブリック・コメントでは、意見提出者数は少なかったものの、基本計画に対する意見と共に、今後の整備に向けた具体的な意見も聴取できたため、十分に市民参画ができたと考える。

住居表示事業

担当課: 市民課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | ・住居表示地区の適正な管理運営を行う ・住居表示未実施地区について、住所の表記を〇〇町(丁目)〇〇番〇〇号に改めることで、「わかりやすく、訪ねやすい」まちづくりの推進を図る。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第4号 |

審議会等(周南市住居表示審議会)

| | | | |
|--------|--|-------|---|
| 設置の目的 | 住居表示に関する法律(昭和37年法律119号)に規定する方法による住居表示の実施について市長の諮問に応じて重要事項を調査、審議する。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 16名 | 0名 (0%) | 無 | 周南市住居表示審議会規則により、住居表示実施予定地区内の関係者を委員に選任しているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |

自己評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から集合での開催を行わず、書面による審議を行った。委員から多くの意見を聴取し、市長に答申することができた。

健康推進事業

担当課: 健康づくり推進課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 第3次健康づくり計画推進のため、健康づくり推進協議会を母体とした計画的な健康課題への取り組みを検討。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(健康づくりをすすめよう委員会)

| | | | |
|----------|--|-------------|----------------|
| 設置の目的 | 市民、地域社会、関係団体、職域、学校及び行政が一体となって、健康づくりの取組を推進するため。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 19名 | 4名 (21%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年8月4日 | 22日前 | 市広報・市ホームページ | 公開 |

審議会等(周南市健康づくり推進協議会)

| | | | |
|-----------|---------------------------|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 第3次健康づくり計画作成の説明、意見を求めるため。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 14名 | 4名 (29%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和3年3月18日 | 14日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

協議会の中では、出席の代表全員に団体や個人としてできること(健康づくりの取り組み)の意見を出してもらった。具体的に協力の申し出もいただくことができた。次年度からの健康づくり計画推進に係る貴重な意見を聞くことができた。

児童福祉総務一般事務費事業

担当課: 次世代政策課

| | |
|-------|---------------------------------|
| 事業の概要 | こども育成支援対策審議会の開催及び地域の子育て活動団体への補助 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(周南市こども育成支援対策審議会)

| | | | |
|------------|-------------------------------------|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 次世代育成支援対策、青少年健全育成を推進する上で必要な事項を審議する。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 12名 | 0名 (0%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年10月28日 | 19日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年3月25日 | 9日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

審議会を開催し、子ども・子育て支援事業やその他こども関連施策について意見聴取ができた。
 なお、公募委員については応募がなかったことから、多様な意見聴取を目的に、自身も子育て中の方で、過去に各種団体等の構成員として委嘱した方及び公募委員として委嘱した方並びにその他専門的知見を有する方を指名している。

老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業

担当課: 高齢者支援課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 高齢者に関する福祉・介護保険にニーズを的確に把握し、高齢者福祉、老人福祉、介護保険等全般にわたる課題を分析し、地域の実情や特性をいかした計画を策定する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(周南市高齢者保健福祉推進会議)

| | | | |
|------------|---|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 介護保険制度の円滑な運営とともに、介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定並びにこれらの計画の推進について、広く市民の意見を反映させる。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 15名 | 2名 (13%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年7月28日 | 11日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和2年9月30日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和2年11月16日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年3月19日 | 15日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

パブリック・コメント

| | | | |
|-----------------------------------|-----------|--------------------|--------|
| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の公表 |
| 令和3年1月15日～令和3年2月15日 | 令和3年1月15日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数/意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 2名 / 51件 | |

アンケート

| | | |
|--|-------------|--------------------------------------|
| 募集期間 | 募集方法 | 対象者 |
| 令和2年5月8日～令和2年5月31日 | 市広報・市ホームページ | 要介護1から5までの方を除く高齢者を無作為にサンプリングした2,000名 |
| 実施目的 | | 回答数 |
| 老人保健福祉計画・介護保険事業計画策にあたり、高齢者に関する福祉・介護保険にニーズを的確に把握し、課題を分析するため | | 1,506通 |

自己評価

高齢者の日常生活状況や健康状態を把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。調査対象者数は2,000人でそのうち1,506人の方から回答があり、有効回答率は75.3%でした。このアンケート調査を実施することにより、高齢者とその家族の実態と課題を把握することができました。その後、パブリックコメントを実施して市民からご意見をいただき、そのご意見の一部を計画に反映させました。

手話はいのち！周南市手話言語条例の策定

担当課：障害者支援課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 山口県手話言語条例が制定され、周南市においても手話が言語であるとの認識のもと、広く手話を普及し、ろう者への理解促進を図り、ろう者とろう者以外の人々が共生することのできる地域社会の実現を目指し、「手話はいのち！周南市手話言語条例」を制定する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第2号 |

パブリック・コメント

| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の公表 |
|-----------------------------------|-----------|--------------------|--------|
| 令和2年6月17日～令和2年7月17日 | 令和2年6月17日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 2名 / 39件 | |

自己評価

- ・条例案策定に当たっては、当事者等関係団体によるワーキンググループ会議を開催し、意見を反映させることが出来た。
- ・パブリック・コメントでは意見提出者は多くなかったものの、ワーキンググループ会議のメンバーを通して当事者等から意見を聴取することが出来たと考える。
- ・意見の提出方法について、今後は手話動画による意見募集など、情報アクセシビリティの配慮を検討する必要がある。

周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の策定

担当課： 障害者支援課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 障害のある人の社会参加や地域共生の観点から、より充実したサービスや支援が提供できる体制の実現に向けて、「第6期周南市障害福祉計画・第2期周南市障害児福祉計画」を策定する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(周南市地域自立支援協議会)

| | | | |
|------------|---------------------------------------|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して、広く市民の意見を反映するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 15名 | 2名 (13%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年7月30日 | 8日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和2年11月26日 | 10日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年1月8日 | 18日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年3月11日 | 9日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

パブリック・コメント

| | | | |
|-----------------------------------|-----------|--------------------|--------|
| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の公表 |
| 令和3年1月19日～令和3年2月19日 | 令和3年1月19日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 5名 / 64件 | |

自己評価

| |
|--|
| パブリックコメントでは、多数の意見提出があったため、十分に市民参画ができたと考える。 |
|--|

周南市都市計画マスタープラン改訂業務

担当課: 都市政策課

| | |
|-------|------------------------|
| 事業の概要 | 「周南市都市計画マスタープラン」を改訂する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会(周南市都市計画審議会)

| | | | |
|-----------|--|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 19名 | 0名 (0%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年10月6日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 書面決議 | — | — | — |
| 令和3年3月22日 | 10日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

パブリック・コメント

| | | | |
|-----------------------------------|----------|--------------------|--------|
| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の公表 |
| 令和3年2月8日～令和3年3月10日 | 令和3年2月1日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 3名 / 65件 | |

自己評価

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントでは、多くの意見をいただいた。 ・審議会では、計画の改訂案について前回の審議会でも意見聴取を行い、パブリックコメントの意見も反映させているので意見数は少なかったと考える。 ・審議会委員の公募を行ったが選任に至らなかったため、自治会連合会などの市民団体より推薦していただき、本市の市民として参画いただいた。 |
|--|

都市計画変更業務

担当課: 都市政策課

| | |
|-------|-------------|
| 事業の概要 | 都市計画の変更を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会(周南市都市計画審議会)

| | | | |
|-----------|--|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 都市計画法によりその権限に属させられた事項を調査審議、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 19名 | 0名 (0%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年10月6日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

- ・計画変更を進めるにあたり、令和元年度に市民説明会を開催し、令和2年度に審議会において都市計画の変更を行った。
- ・審議会では、専門的な見地など様々な意見を伺い、市民と協働したまちづくりを推進することができた。
- ・審議会委員の公募を行ったが選任に至らなかったため、自治会連合会などの市民団体より推薦していただき、本市の市民として参画いただいた。

集約型まちづくりの推進

担当課: 都市政策課

| | |
|-------|----------------------------------|
| 事業の概要 | 周南市立地適正化計画に基づき、都市機能の誘導及び居住を促進する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(周南市都市再生推進協議会専門委員会)

| | | | |
|------------|---------------------------------|----------------|----------------------------------|
| 設置の目的 | 立地適正化計画を推進するための施策に対して助言及び提案を行う。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 8名 | 0名 (0%) | 無 | 有識者やまちづくり団体等から専門的な視点の意見や提案を受けるため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年10月29日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年3月23日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

地域特性に応じた集約型まちづくりに関する施策について、委員からの意見聴取を行い、公民連携によるまちづくりを推進することができた。

景観まちづくりの推進

担当課: 都市政策課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 周南市景観計画に基づき、市民と行政の多様な連携による様々な取り組みを推進する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(周南市景観審議会)

| | | | |
|------------|---|----------------|----------------------------------|
| 設置の目的 | 景観まちづくりを推進するために、景観条例に定める景観に関する重要事項などを調査・審議する。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 6名 | 0名 (0%) | 無 | 有識者やまちづくり団体等から専門的な視点の意見や提案を受けるため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年11月12日 | 10日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

| |
|---|
| 景観に関する意識の啓発や情報提供を行うことで、市民参加と公民連携による景観形成を推進することができた。 |
|---|

周南市地域公共交通計画策定業務

担当課:公共交通対策課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 公共交通のマスタープランである「周南市地域公共交通網形成計画」の前期事業計画期間の満了に伴い、後期事業計画として「周南市地域公共交通計画」を策定する。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

パブリック・コメント

| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の 公表 |
|-----------------------------------|----------|--------------------|------------|
| 令和3年2月6日～令和3年3月8日 | 令和3年2月6日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 2名 / 16件 | |

自己評価

パブリック・コメントの意見提出者数が少なかったため、関係団体にチラシを送付するなど、周知方法を今後検討し、意見提出者を増やすよう努める。

周南市緑の基本計画の改訂

担当課：公園花とみどり課

| | |
|-------|----------------------------------|
| 事業の概要 | 周南市緑の基本計画について、中間見直しによる改訂(素案)を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

パブリック・コメント

| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の 公表 |
|-----------------------------------|----------|--------------------|------------|
| 令和3年2月8日～令和3年3月10日 | 令和3年2月8日 | 市広報・市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 2名 / 57件 | |

自己評価

パブリック・コメントでは、多くの意見をいただき、十分に市民参画ができたと考える。

久米中央土地区画整理事業

担当課: 市街地整備課

| | |
|-------|--------------------|
| 事業の概要 | 久米中央地区における土地区画整理事業 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(久米中央土地区画整理審議会)

| | | | |
|-----------|-----------------------|----------------|--|
| 設置の目的 | 換地設計、仮換地指定に関する意見を聞くため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 6名 | 0名 (0%) | 無 | 委員になることが出来る資格が限定されているため(区画整理区域内の土地所有者若しくは借地権者) |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年6月24日 | 22日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 部分公開 |

審議会等(久米中央土地区画整理評価委員会)

| | | | |
|-----------|-----------------------|----------------|--|
| 設置の目的 | 清算金及び保留地価格に関する意見を聞くため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 5名 | 0名 (0%) | 無 | 周南市土地区画整理評価委員会規則第3条の規定により学識経験者4人、土地区画整理審議会より1人を市長が選任するため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年10月6日 | 21日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 部分公開 |

自己評価

- ・審議会では、各事業の進捗状況及び今後のスケジュール説明行い、事業の進め方について意見を得た。また、評価員の選任についても適当か否かについて意見を得た。
- ・評価委員会については、保留地単価について意見を得て、その結果久米中央地区について4件の保留地処分が成された。

富田西部第一土地区画整理事業

担当課: 市街地整備課

| | |
|-------|--------------------|
| 事業の概要 | 富田西部地区における土地区画整理事業 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会等(富田西部第一土地区画整理審議会)

| | | | |
|-----------|-----------------------|----------------|--|
| 設置の目的 | 換地設計、仮換地指定に関する意見を聞くため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 8名 | 0名 (0%) | 無 | 委員になることが出来る資格が限定されているため(区画整理区域内の土地所有者若しくは借地権者) |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年7月28日 | 21日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 部分公開 |

審議会等(富田西部第一土地区画整理評価員会)

| | | | |
|------------|-----------------------|----------------|---|
| 設置の目的 | 清算金及び保留地価格に関する意見を聞くため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 5名 | 0名 (0%) | 無 | 周南市土地区画整理評価員会規則第3条の規定により学識経験者4人、土地区画整理審議会より1人を市長が選任するため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年11月11日 | 21日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 部分公開 |

自己評価

- ・審議会では、各事業の進捗状況及び今後のスケジュール説明を行い、事業の進め方について意見を得た。また、評価員の選任についても適当か否かについて意見を得た。
- ・評価員会については、保留地単価について意見を得て、その結果1件の保留地処分が成された。

新南陽総合支所整備事業

担当課: 新南陽総合支所 地域政策課

| | |
|-------|----------------------|
| 事業の概要 | 老朽化した新南陽総合支所庁舎の建替え整備 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第5号 |

市民説明会

| 開催日 | 開催場所 | 対象者 | 開催前の公表日 ※原則2週間以上前 | 公表方法 | 開催後の公表 | 参加者数 |
|-----------|-------------------------|-------|----------------------|-------------|--------|------|
| 令和2年8月26日 | 学び・交流プラザ | どなたでも | 11日前 | 市広報・市ホームページ | 公表 | 6名 |
| 令和2年8月27日 | 富田東地区コミュニティセンター「とんとん会館」 | | 12日前 | | | 2名 |
| 令和2年8月28日 | 新南陽ふれあいセンター | | 13日前 | | | 24名 |
| 令和2年8月31日 | 福川南地区コミュニティセンター「みなみ会館」 | | 16日前 | | | 21名 |
| 令和2年9月3日 | 地域交流センター「ほのぼの会館」 | | 19日前 | | | 29日 |
| 令和2年9月17日 | 和田市民センター | | 33日前 | | | 19名 |

自己評価

・説明会での意見を踏まえ、整備スケジュールの見直しを行った。
 ・周知方法について、広報やホームページのみでは行き渡らない点も見受けられたので、次回開催する際は、新南陽地域の各自治会へ回覧を依頼するなど、できるだけ多くの住民の方に認知してもらえるよう徹底したい。

鹿野総合支所整備事業

担当課: 鹿野総合支所 地域政策課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 昭和46年に建設された鹿野総合支所の老朽化に伴い、新たな総合支所建替の検討を進める。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第5号 |

市民説明会

| 開催日 | 開催場所 | 対象者 | 開催前の公表日 ※原則2週間以上前 | 公表方法 | 開催後の公表 | 参加者数 |
|-----------|---------|------|-----------------------------|---|--------|------|
| 令和2年8月4日 | 今井自治会館 | 地域住民 | 令和2年7月29日 各地区に一覧表を 送付 | 鹿野総合支所窓口の備付け 地域の回覧板 鹿野地区の公共施設への掲示 | 公表 | 5名 |
| 令和2年8月4日 | 合ノ川自治会館 | 地域住民 | | | | 14名 |
| 令和2年8月4日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 4名 |
| 令和2年8月5日 | 小泉自治会館 | 地域住民 | | | | 11名 |
| 令和2年8月5日 | 垂門自治会館 | 地域住民 | | | | 7名 |
| 令和2年8月6日 | 中津公民館 | 地域住民 | | | | 12名 |
| 令和2年8月6日 | 大潮小学校講堂 | 地域住民 | | | | 10名 |
| 令和2年8月6日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 5名 |
| 令和2年8月7日 | 石ヶ谷自治会館 | 地域住民 | | | | 13名 |
| 令和2年8月7日 | 渋川小学校講堂 | 地域住民 | | | | 12名 |
| 令和2年8月7日 | 大泉自治会館 | 地域住民 | | | | 6名 |
| 令和2年8月8日 | 仁保津自治会館 | 地域住民 | | | | 10名 |
| 令和2年8月8日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 15名 |
| 令和2年8月8日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 3名 |
| 令和2年8月9日 | 柚の里交流館 | 地域住民 | | | | 8名 |
| 令和2年8月9日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 10名 |
| 令和2年8月9日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 7名 |
| 令和2年8月11日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 6名 |
| 令和2年8月11日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 6名 |
| 令和2年8月11日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 6名 |
| 令和2年8月12日 | 西河内自治会館 | 地域住民 | 6名 | | | |
| 令和2年8月13日 | コアプラザかの | 地域住民 | 3名 | | | |
| 令和2年8月18日 | コアプラザかの | 地域住民 | 3名 | | | |
| 令和2年8月18日 | コアプラザかの | 地域住民 | 6名 | | | |
| 令和2年8月19日 | 上市自治会館 | 地域住民 | 13名 | | | |
| 令和2年8月20日 | コアプラザかの | 地域住民 | 21名 | | | |

| 開催日 | 開催場所 | 対象者 | 開催前の公表日 ※原則2週間以上前 | 公表方法 | 開催後の公表 | 参加者数 |
|-----------|---------|------|-----------------------------|---|--------|------|
| 令和2年8月22日 | コアプラザかの | 地域住民 | 令和2年7月29日 各地区に一覧表を 送付 | 鹿野総合支所窓口の備付け 地域の回覧板 鹿野地区の公共施設への掲示 | 公表 | 6名 |
| 令和2年8月24日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 11名 |
| 令和2年8月25日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 17名 |
| 令和2年8月28日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 16名 |
| 令和2年9月3日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 23名 |
| 令和2年9月4日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 12名 |
| 令和2年9月5日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 16名 |
| 令和2年9月23日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 16名 |
| 令和2年9月23日 | コアプラザかの | 地域住民 | | | | 3名 |

自己評価

高齢化率の高い鹿野地域の状況を考慮し、29の自治会と6団体、あわせて35回のきめ細かい市民説明会を行ったことにより、地域住民に対して十分な市民参画が図れた。

第4次周南市地域福祉計画、第4次周南市地域福祉活動計画、周南市再犯防止推進計画、周南市成年後見制度利用促進計画策定事業

担当課：地域福祉課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 令和3年度から5か年を計画期間とする「第4次周南市地域福祉計画」等を策定するため、基礎調査及び計画の策定を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第1項第1号 |

審議会(周南市地域福祉計画評価・策定委員会)

| | | | |
|-----------|--|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 地域福祉計画の策定に当たり、広く市民の意見を反映するため、周南市地域福祉計画評価・策定委員会を設置する。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 10名 | 2名 (20%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和3年2月1日 | 17日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年3月15日 | 14日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

パブリック・コメント

| | | | |
|-----------------------------------|-----------|----------------|--------|
| 意見の提出期間 ※原則1か月間 | 実施の公表日 | 公表方法 | 実施後の公表 |
| 令和3年2月12日～令和3年3月12日 | 令和3年2月12日 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公表した |
| 対象者 | | 提出者数／意見数 | |
| 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するもの | | 0名 / 0件 | |

自己評価

地域福祉に対する市民の考えや意見を把握するため、令和元年度に市民意識調査を実施し、地域での生活や住民による身近な支え合い、再犯防止の取り組み、成年後見制度などニーズを把握することができた。こうした市民からのニーズや意見を基に、多方面からの委員により市の現状と課題を分析し、具体的な取り組みを計画に盛り込むことができた。また、同時に策定した周南市再犯防止推進計画、周南市成年後見制度利用促進計画については、法務省山口保護観察所や周南保護区保護司会、山口県弁護士会、山口県司法書士会、山口家庭裁判所など、各専門機関から意見を聴取し、各計画に盛り込むことができた。

市民参画の実施が任意の施策
(条例第6条第3項)

事業一覧表

| 事業名称 | 根拠条文 | 担当課 | 審議会等 | パブリック・コメント | 市民説明会 | ワークショップ | その他の手法 | |
|---------------------------|--------|-----------------|------|------------|-------|---------|--------|-----|
| | | | | | | | アンケート | その他 |
| 公共施設マネジメント推進事業 | 第6条第3項 | 施設マネジメント課 | | | | | | ○ |
| 周南市政治倫理審査会 | 第6条第3項 | 法務コンプライアンス課 | ○ | | | | | |
| 第4次行財政改革大綱・行財政改革プラン進行管理事業 | 第6条第3項 | 財政課 行財政改革推進室 | ○ | | | | | |
| 広報事業 | 第6条第3項 | 広報戦略課 | | | | | ○ | |
| 周南市シティプロモーション事業 | 第6条第3項 | シティプロモーション課 | | | | ○ | | |
| 地域づくり支援事業 | 第6条第3項 | 地域づくり推進課 | ○ | | | | | |
| 市民参画推進事業 | 第6条第3項 | 地域づくり推進課 | ○ | | | | | |
| 周南市美術博物館資料収集事業 | 第6条第3項 | 文化スポーツ課 | ○ | | | | | |
| 国際交流事業 | 第6条第3項 | 観光交流課 | | | | | | ○ |
| 環境基本計画推進事業 | 第6条第3項 | 環境政策課 | ○ | | | | | |
| 公害対策一般事務 | 第6条第3項 | 環境政策課 | ○ | | | | | |
| ごみ対策推進事業 | 第6条第3項 | リサイクル推進課 | ○ | | | | | |
| 男女共同参画推進事業 | 第6条第3項 | 人権推進課 | ○ | | | | | |
| 人権推進事業 | 第6条第3項 | 人権推進課 | ○ | | | | | |
| 隣保館運営事業 | 第6条第3項 | 人権推進課 | ○ | | | | | |

| 事業名称 | 根拠条文 | 担当課 | 審議会等 | パブリック ・コメント | 市民 説明会 | ワーク ショップ | その他の手法 | |
|-----------------|--------|----------------|------|----------------|-----------|-------------|--------|-----|
| | | | | | | | アンケート | その他 |
| 地域包括支援センター運営事業 | 第6条第3項 | 地域福祉課 | ○ | | | | | |
| 介護保険一般事務 | 第6条第3項 | 指導監査室 | ○ | | | | | |
| 水素利活用推進事業 | 第6条第3項 | 商工振興課 | ○ | | | | | |
| 木質バイオマス材利活用推進事業 | 第6条第3項 | 商工振興課 | ○ | | | | | |
| 周南市地方卸売市場事業 | 第6条第3項 | 農林課 地方卸売市場 | ○ | | | | | |
| 周南市地方卸売市場事業 | 第6条第3項 | 水産課 水産物市場 | ○ | | | | | |
| 社会教育委員会事業 | 第6条第3項 | 生涯学習課 | ○ | | | | | |
| 大田原自然の家管理運営事業 | 第6条第3項 | 生涯学習課 | ○ | | | | | |
| 青少年育成センター運営事業 | 第6条第3項 | 生涯学習課 | ○ | | | | | |
| 成人式開催事業 | 第6条第3項 | 生涯学習課 | | | | | | ○ |
| 地域人権教育推進事業 | 第6条第3項 | 人権教育課 | ○ | | | | | |
| コミュニティ・スクール事業 | 第6条第3項 | 学校教育課 | ○ | | | | | |
| 学校給食費一般事業 | 第6条第3項 | 学校給食課 | ○ | | | | | |
| 図書館管理運営事業 | 第6条第3項 | 中央図書館 | ○ | | | | | |
| 水道事業に関するアンケート調査 | 第6条第3項 | 上下水道局 企画調整課 | | | | | ○ | |

公共施設マネジメント推進事業

担当課: 施設マネジメント課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 公共施設の老朽化に対応するにあたり、市民の皆様に必要なサービスを提供していくとともに、本市の身の丈に応じた施設保有量を実現するため、平成27年に「周南市公共施設再配置計画」の策定を行った。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

その他の方法(和田地域モデル事業協議会の実施)

| 方法の概要 | |
|--|---------------------------|
| 和田地域の公共施設の再編や新しい支所・市民センターの整備について、和田地域の住民と協議会形式で検討を行う、和田地域モデル事業協議会を開催をした。 | |
| 対象者 | 実績 |
| 和田地区コミュニティ推進協議会の各部会の長を中心に構成 | 開催回数 4回 延べ59名が参加し、協議を行った。 |

自己評価

| |
|--|
| 新しい支所・市民センターの整備等に向けて協議を行うことで、市民参画による取組みを進めることができた。協議の内容は市ホームページで公表し、地域のかかわら版を活用して地区市民にも周知を図った。 |
|--|

周南市政治倫理審査会

担当課：法務コンプライアンス課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 市民からの政治倫理に関する調査請求等に対する審査、調査等を行うほか、議員、市長の資産等報告書等に関し審査、調査を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市政治倫理審査会)

| | | | |
|------------|--|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 政治倫理に関する審査、調査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 7名 | 2名 (29%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |
| 令和2年11月10日 | 8日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 部分公開 |

自己評価

- ・市長の関連会社等報告書及び市議会議員の資産等報告書等の審査を実施し、審査の結果についてはそれぞれ「審査意見書」にまとめ、市長に提出した(6月25日)。
- ・市議会議員の資産等報告書の審査を実施し、審査の結果については「審査意見書」にまとめ、市長に提出した(11月26日)。

第4次行財政改革大綱・行財政改革プラン進行管理事業

担当課： 財政課 行財政改革推進室

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 行財政改革大綱に基づく行財政改革を積極的に進めるため、「行財政改革プラン」に掲げる57項目の進行管理を実施。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市行政改革審議会)

| | | | |
|------------|--------------------------------------|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 周南市行財政改革大綱に関し、市長の諮問に応じ審議、審査又は調査を行なう。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 11名 | 2名 (18%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年8月6日 | 16日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和2年10月26日 | 25日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

新型コロナウイルスの感染拡大が深刻化する中、感染防止対策を万全に行い、滞りなく開催した。委員から、本市の行財政改革について意見をいただき、取り組みを進める所管課にフィードバックを行った。

広報事業

担当課: 広報戦略課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 広報紙やホームページ、ケーブルテレビなどを通じて、市が進める施策や取組みなどの市政情報を、市民に、より分かりやすく魅力ある情報発信に努める。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

アンケート

| 募集期間 | 募集方法 | 対象者 |
|--------------------------|------|------------|
| 令和2年11月1日～令和2年11月30日 | 郵送 | 周南市内966自治会 |
| 実施目的 | | 回答数 |
| より見やすく、わかりやすい広報紙の発行をするため | | 878自治会 |

自己評価

- ・令和3年度に実施予定の広報紙リニューアルについて、市民向けと自治会長向けのアンケートを計2回実施したことで、広く市民の意識や意見を聞くことができた。
- ・広報等を活用した市民向けアンケート(市民の声を聞く課報告)も行い、163件ほど提出があり、市民の意見を聞くことができた。

シティプロモーション事業

担当課: シティプロモーション課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 周南市のシティプロモーションを進めるにあたり、市民と市職員で構成するワーキングチームによる新しいシティプロモーションの検討・手法の提案を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第3号 |

ワークショップ

| 開催日 | 開催場所 | 対象者 | 開催前の公表日 ※原則2週間以上前 | 公表方法 | 開催後の公表 | 参加者数 |
|-----------|----------|------------------------------|----------------------|------------------|--------|------|
| 令和2年8月7日 | 市役所 | 市民・関連団体 推薦者20名、 市職員15名 | 7日前 | 市ホームページ・報道へのリリース | 公表 | 27名 |
| 令和2年8月19日 | 徳山保健センター | | 7日前 | | 公表 | 33名 |
| 令和2年9月4日 | 徳山保健センター | | 7日前 | | 公表 | 33名 |
| 令和2年10月9日 | 市役所 | | 7日前 | | 公表 | 33名 |

自己評価

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップは、参加メンバーからふるさと周南への熱い思いや新しいシティプロモーションを作ることへの期待、コロナの中で改めて見直された人との絆など、熱い議論が展開される場となった。 ・良いことも悪いことも、様々な意見をお聞きしたが、改めて、「市民の声を聞くこと」の大切さを再認識した。 ・市の職員が、市民と活動したことが刺激となり、行政にはない民間の視点を学ぶことができ、市民と職員が一緒に進めていくための自発的なグループへの発展とすることができた。 |
|--|

地域づくり支援事業

担当課: 地域づくり推進課

| | |
|-------|-------------------------|
| 事業の概要 | 第2次地域づくり推進計画(R2年度～)の評価。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(地域づくり推進協議会)

| | | | |
|------------|--|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 周南市地域づくり推進計画等の実施状況の評価に関する事項や、施策に関する意見を聴取するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 14名 | 3名 (21%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年10月29日 | 15日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

地域づくり推進協議会の委員14名の内3名を公募し、市民参画を進めた。
また、委員の多くが市民活動団体に所属していることから、それぞれの団体活動における取組内容や課題などを情報共有することで、今後の活動へ活用してもらえる場にもなった。

市民参画推進事業

担当課: 地域づくり推進課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画の適正な運用等について審議する市民参画推進審議会の運営 ・市民参画の実施状況の評価・公表 ・市民参画を担う人勢育成、市民参画方法の啓発普及 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市市民参画推進審議会)

| | | | |
|-----------|--------------------------------------|-----------------------|----------------|
| 設置の目的 | 市民参画の適正な運営及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するため。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 14名 | 2名 (14%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年7月27日 | 13日前 | 市ホームページ・情報公開窓口・報道リリース | 公開 |
| 令和2年9月1日 | 13日前 | 市ホームページ・情報公開窓口・報道リリース | 公開 |
| 令和2年11月9日 | 18日前 | 市ホームページ・情報公開窓口・報道リリース | 公開 |

自己評価

市民参画推進審議会において、市が取り組む市民参画の実施状況について確認し、更なる推進に向けた意見や提案を受けた。それを基に、市民に解りやすい資料作成に努め、目標値の内容を精査するとともに、各部署が実施する市民参画に関する事業を、SNSなどを利用して情報発信をおこなった。また、推進体制の強化を図るため、令和3年4月1日に市民の声を聞く課に所管を移した。

周南市美術博物館資料収集事業

担当課: 文化スポーツ課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 郷土ゆかりの優れた作家の作品や特色ある芸術品、郷土に関わりのある歴史資料などを、資料収集委員会の承認を経て収集する。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市美術博物館資料収集委員会)

| | | | |
|----------|---|----------------|------------------------------|
| 設置の目的 | 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関し必要な調査及び審査を行うため。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 5名 | 0名 (0%) | 無 | 所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められたため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和3年3月2日 | 8日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

審議会では、周南市美術博物館の資料等の収集にあたり、専門の方に、当該資料等の円滑かつ適正な選定・評価をしていただくことができた。

国際交流事業

担当課: 観光交流課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 姉妹都市への友好親善訪問団の派遣や各種訪問団の受入を行うほか、市内において、国際交流を継続的に体験する機会を提供する。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

その他の方法(国際交流サロン運営委員会の開催)

| 方法の概要 | |
|--|--------------------|
| 国際交流サロン等を毎月開催し、公募による委員が国際交流を体験できる機会を提供するための企画・運営を協議した。 | |
| 対象者 | 実績 |
| 国際交流に関心があるもの | 委員数14人(公募) 会議11回開催 |

自己評価

| |
|---|
| <p>【成果】 国際交流イベントの企画・運営に市民のアイデアが反映された。</p> <p>【課題】 運営委員は現役世代の忙しい方が多いため、会議への参加が難しくなっている。コロナ禍によるリモートワークの普及を生かし、昨年度より開始したオンラインでの会議開催を継続することで出席者確保に努めたい。</p> |
|---|

環境基本計画推進事業

担当課：環境政策課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2次環境基本計画(後期)の進捗管理を行う。 ・省エネ法に基づく国への報告を行う。 ・エコ・オフィス実践プラン(第4期)の進捗管理を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(環境基本計画推進委員会)

| | | | |
|-----------|---------------------------------------|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 周南市環境基本計画を推進するための総合的な調整及び進行管理を行うために設置 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 20名 | 4名 (20%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和3年1月29日 | 35日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

計画の進捗管理を行うにあたり、委員より意見収集ができた。また、多くの市民の参加により、地球温暖化の防止や環境に対する意識の向上・啓発が図られた。

公害対策一般事務

担当課：環境政策課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全協定締結企業のプラント新增設等について企業との事前協議を行い、環境影響の確認を行う。 ・環境保全協定及び同協定に基づく細目協定の締結及び見直し等を実施する。 ・環境苦情に対する対応・処理を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市環境審議会)

| | | | |
|------------|------------------------|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 市の環境の保全に関する事項を調査審議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 34名 | 4名 (12%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年5月15日 | 18日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和2年10月12日 | 39日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

審議会では、専門の方を含めて、企業の環境保全対策における意見聴取ができた。

ごみ対策推進事業

担当課: リサイクル推進課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 公正で透明な開かれたごみ行政の推進のため、市の一般廃棄物の処理に関する基本的事項および減量化・再資源化に関し審議していただく。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市ごみ対策推進審議会)

| | | | |
|-------------------|---|---------------------|----------------|
| 設置の目的 | 一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化。再資源化に関し市長の諮問に応じ調査、審議すること | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 18名 | 2名 (11%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年8月20日 書面決議 | 8日前 — | 市ホームページ・情報公開窓口 — | 公開 — |

自己評価

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・専門の方を含めて、計画策定における意見聴取ができた。 ・書面開催という、通常とは異なる形態での開催となり、委員によっては意見書の未提出があった。今後、同様の開催形式をとる場合は、全員の意見を聴取できるよう、徹底したい。 |
|---|

男女共同参画推進事業

担当課: 人権推進課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 第2次周南市男女共同参画基本計画すまいるプランに基づき、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の普及・啓発を推進する。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会(周南市男女共同参画審議会)

| | | | |
|--------|--|-------|----------------|
| 設置の目的 | 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 15名 | 0名 (0%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |

自己評価

公募委員の応募がない場合には、広く市民の意見を聴けるよう、適宜、関連する団体からの推薦を依頼するなどの措置を検討する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催としたが、様々なご意見をいただくことができた。

人権推進事業

担当課: 人権推進課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 周南市まちづくり総合計画、山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現を目指し、総合的な人権施策の推進を図る。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会(周南市人権施策推進審議会)

| | | | |
|--------|---------------------------|-------|----------------|
| 設置の目的 | 人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 13名 | 0名 (0%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |

自己評価

公募委員の応募がない場合には、広く市民の意見を聴けるよう、適宜、関連する団体からの推薦を依頼するなどの措置を検討する。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催としたが、様々なご意見をいただくことができた。

隣保館運営事業

担当課: 人権推進課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 地域住民の福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点として、各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市隣保館運営委員会)

| | | | |
|--------|--|-------|--|
| 設置の目的 | 地域ニーズを反映した隣保館運営のため、運営方法や事業内容について協議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 9名 | 0名 (0%) | 無 | 委員会は地域活動の代表者、利用団体の代表者及び学識経験者で構成されているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |

自己評価

- ・委員より良い意見をいただくため、運営に密接に関わる団体の代表者と地域の代表者を選定している。
- ・利用運営に関して、利用者等市民の意見を十分に反映している。

地域包括支援センター運営事業

担当課：地域福祉課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関または制度の利用につなげる等の支援を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会(周南市地域包括支援センター運営協議会)

| | | | |
|------------|--|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 介護保険の被保険者、その他の関係者の意見を反映させ、地域包括センターの中立・公正な運営を確保するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 14名 | 3名 (21%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年6月19日 | — | 未実施 | 公開 |
| 令和2年10月30日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年2月19日 | 2日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

- ・委員から、地域包括支援センターの認知度向上に向けた具体的な取組について意見聴取ができた。
- ・開催前の公表ができなかったため、今後は、適切な時期に公表を行う。

介護保険一般事務

担当課: 指導監査室

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 住み慣れた地域で、利用者のニーズにきめ細かく対応できる地域密着型サービスについて、適正な運営が確保されるよう、事業者指定、指定基準等に関し協議する。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市地域密着型サービス運営委員会)

| | | | |
|------------|---|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 地域密着型サービスの指定に関することや、指定基準に関することのほか適正な運営を確保するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 14名 | 3名 (21%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年6月19日 | — | 未実施 | 公開 |
| 令和2年10月30日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |
| 令和3年2月19日 | 2日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

- ・学識経験者、医療・福祉関係者等から専門性の高い意見が得られた。
- ・市民から公募で選ばれた委員からは、介護サービスの課題等について、積極的な意見が出された。
- ・開催前の公表ができなかったため、今後は適切な時期に公表を行う。

水素利活用推進事業

担当課: 商工振興課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業所に水素に対する理解を深めていただくため、イベントや出前講座等による普及啓発活動を実施 ・水素の利活用促進に向けた方策の検討 ・水素利活用協議会の開催 ・燃料電池自動車購入者に対する補助 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市水素利活用協議会)

| | | | |
|-----------|--------------------------------|----------------|------------------------------|
| 設置の目的 | 市における水素エネルギーの利活用について必要な協議を行うため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 33名 | 0名 (0%) | 無 | 所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められたため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和3年3月24日 | 7日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

| |
|--------------------------------------|
| 協議会では、利活用計画の一部改定に向け、専門の方からの意見聴取ができた。 |
|--------------------------------------|

木質バイオマス材利活用推進事業

担当課: 商工振興課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 市内コンビナート企業等と木質バイオマス材の利活用の推進に向けた協議会の開催 市内産木質バイオマス材の利活用に向けた関係機関との協議・調整 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市木質バイオマス材利活用推進協議会)

| | | | |
|-----------|----------------------------------|----------------|------------------------------|
| 設置の目的 | 市内における木質バイオマス材の利活用について必要な協議を行うため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 25名 | 0名 (0%) | 無 | 所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないと認められたため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和3年1月15日 | 9日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

協議会では、木質バイオマス材の利活用に向け、専門の方からの意見聴取ができた。

周南市地方卸売市場事業

担当課：農林課 地方卸売市場

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市地方卸市場運営審議会)

| | | | |
|--------|---|-------|----------------|
| 設置の目的 | 周南市地方卸売市場の青果部、花き部の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議することを目的としているため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 16名 | 1名 (6%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |

自己評価

市長の諮問機関で有るが、審議会は審議会委員への市場状況等の情報提供の場としての役割を有しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から審議会を開催していませんが、書面による事業報告を審議会委員の方々へ報告しました。

周南市地方卸売市場事業

担当課: 水産課 水産物市場

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 水産物等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民の生活の安定に資することを目的とする。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会)

| | | | |
|--------|---|-------|----------------|
| 設置の目的 | 周南市地方卸売市場水産物市場の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議することを目的とする。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 10名 | 0名 (0%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |

自己評価

市長の諮問機関であるが、審議会は審議会委員への市場状況等の情報提供の場としての役割を有しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染予防の観点から審議会を開催せず、書面により事業報告書を審議会委員に送付した。
委員の公募については、実施したが応募がなかったため、周南消費者協会から推薦いただいた委員をお願いしている。

社会教育委員会事業

担当課: 生涯学習課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 社会教育委員の意見を本市の社会教育行政に反映し、社会教育事業の推進を目指す。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(社会教育委員会議)

| | | | |
|--------|------------------------|-------|----------------|
| 設置の目的 | 社会教育行政に広く市民の意見を反映させるため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 12名 | 2名 (17%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |

自己評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催としたが、社会教育団体に対する補助金の交付について、確認書により承認を得て補助金を交付することができた。
教育大綱に掲げる目標の進捗管理について、資料提供により報告し、意見を求めることができた。

大田原自然の家管理運営事業

担当課: 生涯学習課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 大田原自然の家を設置し、集団宿泊訓練、野外活動、自然体験活動等を通じて心身ともに健全な青少年を育成する。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(大田原自然の家運営協議会)

| | | | |
|--------|------------------------|-------|--|
| 設置の目的 | 社会教育行政に広く市民の意見を反映させるため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 7名 | 0名 (0%) | 無 | 施設分類別計画に基づき、施設の管理運営、事業継続に向けた検討を進めているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |

自己評価

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催としたが、事業報告・利用状況等について資料提供により報告することができた。委員からいただいた意見について、今後の施設運営に活かすことができている。

青少年育成センター運営事業

担当課: 生涯学習課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 青少年にとって有害な環境の除去、また補導活動による適切な指導などを通じて、健全な青少年の育成を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(青少年育成センター運営委員会)

| | | | |
|----------|-------------------------|----------------|------------------------|
| 設置の目的 | 周南市青少年育成センターの円滑な運営を行うため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 17名 | 0名 (0%) | 無 | 所掌事務に照らし、委員の公募が適当でないため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年7月1日 | — | 個人情報が含まれるため非公表 | 非公開 |

自己評価

青少年育成センターの概要、事業報告・事業計画等について報告し、関係機関からの情報提供、情報交換をすることができた。委員から幅広い意見をいただき、青少年育成センターの活動を充実させることができた。審議内容により令和2年度は非公開とした。

成人式開催事業

担当課: 生涯学習課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 新成人にとって思い出深い式典を開催するとともに、実行委員会を組織し、企画・運営を担当する青少年の育成を行う。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

その他の方法(成人式実行委員会の開催)

| 方法の概要 | |
|--------------------------------|-------------------|
| 成人式の企画・運営を実行委員会形式で実施 | |
| 対象者 | 実績 |
| 成人式の企画・運営に関心のある19歳から概ね30歳までの市民 | 委員数14人(公募) 会議7回開催 |

自己評価

コロナ禍における成人式を開催するため、公募で集まった実行委員全員でアイデアを出し合い、検討を進めた。令和3年成人式は、延期、その後中止決定となったが、実行委員会として今後に向けた意見をとりまとめ、今後の運営に活かすことができている。

地域人権教育推進事業

担当課: 人権教育課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 10ブロックに分けた各地域の特色を生かした講演会等の開催を支援することで、地域内での連携を図りながら人権意識の向上を図る。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市人権教育推進協議会)

| | | | |
|------------|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 設置の目的 | 人権教育を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項を協議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 21名 | 4名 (19%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年11月24日 | 41日前 | 市ホームページ・情報公開窓口 | 公開 |

自己評価

各団体より出席いただいた委員の皆様による多様な意見を交換することができた。

コミュニティ・スクール事業

担当課: 学校教育課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | 各小・中学校に学校運営協議会を設置し、地域の学習拠点として学校の役割を発揮、地域教育力の活用と学校の教育機能の提供をしながら、学校の良さを更なる伸長と課題解決に向け、保護者・地域が協働実践する地域づくり・学校づくりを推進する。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(学校運営協議会 ※各学校ごとに設置<一部、小中合同で設置>)

| | | | |
|---------------|--|----------------------------|---|
| 設置の目的 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民等の学校運営への参画・支援・協力を促進する。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 678名 | 0名 (0%) | 無 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定に基づき設置され、保護者や地域住民、地域学校協働活動推進員などが、委員に選任されているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年4月1日) | 随時(7日以上前) | 学校だよりや行事予定表 上記資料の学校HP掲載 | 公開 |
| 令和3年3月31日 | 〃 | | |

自己評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、「法律」という)」第47条の5に規定されている学校運営協議会は、各学校ごとに地域住民や児童生徒の保護者等によって構成し、市教育委員会の任命を受けて設置される協議会である。保護者や地域住民等の学校運営への参画・支援・協力を得ながら、地域のニーズを迅速かつ適切に反映させ、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを進めるものであるため、法律及び市民参画条例の趣旨に従って、市広報紙・コミュニティだより等を通じて地域住民等に対して学校の取組を公表し、地域に開かれた学校づくりに取り組み、令和2年度には、市全体で延べ25,719人の地域住民の来校があった。

学校給食費一般事業

担当課: 学校給食課

| | |
|-------|---|
| 事業の概要 | ・一般管理事務(学校給食センターの衛生・アレルギー対応、職員育成、労務管理等)及び各給食センター間の調整 ・学校給食運営審議会、給食協議会の開催 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市立学校給食センター運営審議会)

| | | | |
|--------|--|-------|-----------------------------------|
| 設置の目的 | 給食費の額に決定に関する事、給食物資の購入計画に関する事、その他給食センターの運営に関する事を審議するために設置 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 19名 | 0名 (0%) | 無 | 各団体(小中校長会、PTA)から推薦を受けた方で構成されているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |

審議会等(周南市学校給食センター給食協議会 栗屋)

| | | | |
|--------|--------------------------------------|-------|--|
| 設置の目的 | 学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 13名 | 0名 (0%) | 無 | 各学校給食センター加入校(給食担当者、PTA)から推薦を受けた方で構成されているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |

審議会等(周南市学校給食センター給食協議会 住吉)

| | | | |
|--------|---------------------------------------|-------|--|
| 設置の目的 | 学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するため。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 9名 | 0名 (0%) | 無 | 各学校給食センター加入校(給食担当者、PTA)から推薦を受けた方で構成されているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |

審議会等(周南市学校給食センター給食協議会 高尾)

| | | | |
|--------|---------------------------------------|-------|--|
| 設置の目的 | 学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するため。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 12名 | 0名 (0%) | 無 | 各学校給食センター加入校(給食担当者、PTA)から推薦を受けた方で構成されているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |

審議会等(周南市学校給食センター給食協議会 新南陽)

| | | | |
|--------|---------------------------------------|-------|--|
| 設置の目的 | 学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するため。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 20名 | 0名 (0%) | 無 | 各学校給食センター加入校(給食担当者、PTA)から推薦を受けた方で構成されているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |

審議会等(周南市学校給食センター給食協議会 熊毛)

| | | | |
|--------|---------------------------------------|-------|--|
| 設置の目的 | 学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するため。 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 10名 | 0名 (0%) | 無 | 各学校給食センター加入校(給食担当者、PTA)から推薦を受けた方で構成されているため |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |
| 書面決議 | — | — | — |

審議会等(周南市学校給食センター給食協議会 鹿野)

| | | | | |
|--------|---------|--------------------------------------|--|-------|
| 設置の目的 | | 学校給食の献立に関する事、学校給食用物資の選定に関する事等を協議するため | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 | |
| 6名 | 0名 (0%) | 無 | 各学校給食センター加入校(給食担当者、PTA)から推薦を受けた方で構成されているため | |
| 会議の開催日 | | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 書面決議 | | — | — | — |
| 書面決議 | | — | — | — |
| 書面決議 | | — | — | — |

自己評価

審議会では、各団体から書面による意見の聴取ができた。

図書館管理運営事業

担当課: 中央図書館

| | |
|-------|----------------|
| 事業の概要 | 読書活動・生涯学習活動の推進 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

審議会等(周南市立図書館協議会)

| | | | |
|-----------|--|-------------|----------------|
| 設置の目的 | 図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、協議するために設置 | | |
| 委員数 | 公募委員数 | 公募の有無 | 公募を行っていない場合の理由 |
| 11名 | 2名 (18%) | 有 | |
| 会議の開催日 | 開催前の公表日 ※原則7日以上前 | 公表方法 | 会議の公開 |
| 令和2年8月7日 | 8日前 | 市ホームページ・掲示場 | 公開 |
| 令和3年3月12日 | 10日前 | 市ホームページ・掲示場 | 公開 |

自己評価

審議会では、各分野の代表及び一般公募の委員により図書館運営における貴重な意見聴取ができた。

水道事業に関するアンケート調査

担当課: 上下水道局 企画調整課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 市内の水道利用者3,000人を対象とした市民アンケートを実施し、今後の水道事業の施策に活用する。 |
| 根拠条例 | 第6条第3項 |

アンケート

| 募集期間 | 募集方法 | 対象者 |
|--|------|------------------|
| 令和2年11月第2週目頃～令和2年11月30日 | 郵送 | 周南市内の水道利用者3,000人 |
| 実施目的 | | 回答数 |
| 市民の皆様には水道の利用状況、ご意見、ご要望等をお伺いし、今後の水道事業を一層充実させていくための基礎資料とすることを目的に実施するため | | 1,431人 |

自己評価

目標(1,000人)を上回る1,431人の方から意見を聴取することができ、アンケート調査として信頼性のある結果が得られたと考える。今後の課題として、Web形式での調査も検討していきたい。

その他、市民の意識や意見の把握の状況
(条例第 14 条)

広聴事業

担当課: 市民の声を聞く課

| | |
|-------|--|
| 事業の概要 | 市民が、まちづくりについての意見や提言ができる環境を整え、市民と行政が共に「分かり合える」市政の実現に取り組む。 |
| 根拠条例 | 第14条 |

その他の方法 (まちづくり提言制度)

| 方法の概要 | |
|---|---------------------------------------|
| 市の政策や施策、事務事業、将来の展望に対する意見、地域の課題やその他市政に関する意見を市民から伺い、市政の運営や市政の参考にし、市民にわかりやすく回答や公表することにより、市民と行政が共に「分かり合える」市政の実現に取り組む。 | |
| 対象者 | 実績 |
| 市民や市に関係がある人 | まちづくり提言の受付を行い、延べ584人、689件のご意見等をいただいた。 |

その他の方法 (市長懇談会)

| 方法の概要 | |
|---|--|
| まちづくりに対する思いや将来展望について、市長自らが、市民のご意見やご提言を広く聴取し、市政の運営に活かしていく。 | |
| 対象者 | 実績 |
| 市民で構成される団体又は市内で活動を行っている団 | テーマを定め、「市長と語るまちづくり」懇談会を開催 5回実施 参加団体:19団体 |

その他の方法 (市民アンケート)

| 方法の概要 | |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 市民の市政に関する意向、意識等を的確に把握する。 | |
| 対象者 | 実績 |
| 市民や市に関係がある人 | 広報を活用して、事業ごとにアンケートを実施 5回実施 回答者数延べ705名 |

自己評価

市民の声を聞く課が新たに設置され、より多くの市民の意見等を伺っている。さらに、まちづくり提言箱設置箇所を4箇所から36箇所に増やすなど、意見等を頂く環境を整えることで、広く市民の意識や意見を把握することができた。

4 市民参画推進の状況について

市では、市民参画の普及や啓発を図り、施策を所管する課が様々な方法で市民参画を実施することで、市民参画の推進をしています。

(1) 職員研修の実施

令和元年度以降、将来の市民参画を担う若手職員を対象にした研修会を実施することで、市民参画の普及、啓発に努めています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、開催時期を延期し、令和3年4月に研修会を実施しました。

(2) 担当課における自己評価等

令和2年度に実施した市民参画については、担当課が自ら実施後の評価を行いました。また、鹿野総合支所整備事業とシティプロモーション事業は、周南市市民参画推進審議会からの個別ヒアリングが実施され、担当課が実施状況を報告しました。

令和3年度以降に実施する市民参画は、担当課があらかじめ目標値を設定することとしています。

これらの取組みにより、市民参画に対する担当課の自律性の向上及び市民参画の充実を図っていきます。

(3) 新たな市民参画の手法

オンライン会議の実施や、SNSによる情報発信など、新たな手法による市民参画の実施について、担当課への啓発を図りました。これらの手法による市民参画の実施や施策に関する情報の発信が増加しつつあります。

(4) 市民参画の普及

市政への関心を持たない原因の追究や、市民参画を身近なものとして感じてもらえるような取組、若い世代の市民参画の意識向上を図ることが重要です。市民参画推進審議会においては、すでに若い世代の委員が市民参画の推進についての審議に加わっています。今後も、市民参画が広がるよう、普及に向けて取り組んでいきます。

5 全体を通して

周南市市民参画条例が制定された平成 19 年以降、幅広い立場の市民が様々なかたちで市政に参画しています。市民参画の実施が必須の施策の数は、条例の制定や計画の策定件数等により左右され、年によって変動がありますが、条例等を遵守し市民参画が実施されています。市民参画の実施が任意の施策についても、様々な方法により多くの市民参画が実施されています。

また、令和 2 年度は、市民の声を聞く課を設置し、まちづくり提言箱の増設など、まちづくり提言制度等広聴事業の充実を図りました。市民の声が届きやすくなり、自身の意見が市政に反映されることで、これまで以上に市民の市政への関心が高まることが期待できます。

さらに、市民参画の推進に向けて、職員研修の実施や担当課における自己評価、目標値の設定に取り組んでいます。令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、市民説明会の実施や審議会等の会議の開催には特段の配慮が必要な状況にありましたが、新しい手法における市民参画が市全体で検討されているところです。

今後も引き続き、市民参画推進審議会からの意見をもとに、職員への啓発を図るとともに、様々な手法により、各世代に向けたわかりやすい情報提供、周知に努め、市政に関心を持つ市民を増やし、市民参画の手法をより効率的に用いるための工夫を継続して行うことで、これまで以上に市民の皆様と市が手を携え、豊かで輝きに満ちた、よりよいまちづくりの実現を目指して、市民参画を推進していきたいと考えています。

6 参考資料

(1) 周南市市民参画条例（平成 18 年 12 月 22 日 周南市条例第 67 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市民参画の実施等（第 6 条—第 14 条）
- 第 3 章 市民参画の推進（第 15 条—第 17 条）
- 第 4 章 雑則（第 18 条—第 20 条）
- 附則

地方分権の時代を迎え、「地域のことは、地域で考え、決定し、行動しよう」、「市民に身近なことは市民が参画し、その責任において決め、解決しよう」、「自分たちの地域社会は自分たちで治めよう」という自治意識の成熟が求められるようになってきました。

幸いにも、私たちのまち・周南市では、まちづくりに対して自発的に提言し、様々な課題を主体的に解決していこうという意識をもつ市民が数多く生まれています。未来に向けて、豊かで輝きに満ちた周南市を創造していくためには、これら市民の力を結集するとともに、これまで以上に、市民自らが公共の担い手となり、自治意識と責任感、相互協力のところをはぐくみ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

こうした考え方を具体化するための第一歩として、市民一人ひとりが主体的に市政に参画するための基本的な取り決めをまとめた周南市市民参画条例をここに定めます。

市民が市政に関心をもち、自ら主体的に発言し、提案することを通して、周南のまちを市民と市がともに手を携えて築いていくことに誇りと喜びを感じられる時代がくることを、私たちは確信しています。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市民が主体的に市政に参画するために必要な基本事項を定めることにより、協働によるまちづくりを推進し、豊かで輝きに満ちた地域社会を築いていくことを目的とします。

（定義）

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- （1）市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人及び市内に事務所又は事業所を有するものをいいます。
- （2）市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者及び消防長をいいます。
- （3）協働 市民と市の機関が、目標を共有した上で、対等な立場に立ち、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、協力し合うことをいいます。
- （4）市民参画 市の機関が行う施策に市民の意見、提案等（以下「市民の意見等」といいます。）を反映させるため、その企画立案から実施、評価に至るまで、市民が主体的に参画することをいいます。

（基本原則）

第 3 条 市民参画の基本原則は、次のとおりとします。

- （1）市民が、自らの意思と責任の下に行うものとします。
- （2）市民が平等に参画することができるものとします。
- （3）市民と市の機関が、対等な立場で、相互の役割を理解し、尊重しながら行うものとします。

(4) 市民と市の機関が、市政に関する情報を共有することにより行うものとします。

(市民の責務)

第4条 市民は、進んで市政に参画し、自らの知識や経験を市政に生かしていくよう努めるものとします。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市政に参画するよう努めるものとします。

3 市民は、公共の利益を図ることを基本として、お互いの意見を尊重しあいながら、市政に参画するよう努めるものとします。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めるものとします。

2 市の機関は、市民参画の機会を積極的に設けるよう努めるものとします。

3 市の機関は、市民の意向を的確に把握し、施策に反映させるよう努めるものとします。

第2章 市民参画の実施等

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる施策（以下「対象施策」といいます。）は、次のとおりとします。

(1) 市の基本構想、基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(2) 市政の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃

(3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定又は改廃

(4) 広く市民に適用され、市民生活や事業活動に直接、重大な影響を与える制度の導入又は改廃

(5) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができます。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽易なもの

(3) 法令の規定により市民参画を実施するもの

(4) 法令の規定により施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

(5) 市の機関の内部事務処理に関するもの

(6) 市税の賦課その他金銭の徴収に関するもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

3 市の機関は、第1項各号に掲げるもの以外のもの（前項各号のいずれかに該当するものを除きます。）にあっても、市民参画の対象とすることができます。

4 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項の規定により市民参画を実施しなかった場合において、市民からその理由を求められたときは、当該市民にこれを説明しなければなりません。

5 市の機関は、対象施策としているものであって、第2項第1号の緊急を要することを理由に市民参画を実施しなかったときは、第15条に定める周南市市民参画推進審議会に報告しなければなりません。

(市民参画の方法)

第7条 この条例における市民参画の方法は、次のとおりとします。

(1) パブリック・コメント（市の機関が施策を定めるとき、その原案を公表して、書面等により広く意見を求め、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する方法）

(2) 市民説明会（市の機関が施策を定めるとき、市民に事業決定の前に考えを説明し、市民の意見等を聴取し、又は討議する方法）

(3) ワークショップ（市の機関が施策を定めるとき、市民と市の機関又は市民同士が問題点を共有し、認識しながら、相互に議論、共同作業などを通して、案を作り上げていく方法）

(4) 審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置された審議会、審査会等の附属機関及び市の機関が定める要綱等により設置された懇話会、研究会等に、市の機関が諮問等を行うことにより意見等を求める方法）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法
（市民参画の実施）

第 8 条 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、前条各号に掲げる市民参画の方法のうちから、適切な方法により実施します。

2 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、次の事項に配慮します。

- (1) 必要と認められるときは、複数の方法により多様な市民の意見等が得られるようにすること。
- (2) 高度な専門性を必要とする施策については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。
- (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。

3 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、その結果を施策の決定に生かすことができる適切な時期に実施するものとします。

4 市の機関は、市民参画を実施しようとするときは、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に定める不開示情報に該当するものを除き、施策に関する情報を適切な時期に公表するものとします。

（提出された意見等の検討）

第 9 条 市の機関は、市民参画の実施により提出された市民の意見等を尊重し、検討します。

（公表の方法）

第 10 条 この条例に定める公表の方法は、次に定めるとおりとし、2 以上の方法で行うこととします。

- (1) 市広報紙への掲載
- (2) 市ホームページへの掲載
- (3) ケーブルテレビでの放映
- (4) 周南市公告式条例（平成 15 年周南市条例第 3 号）に定める掲示場への掲示
- (5) 市の機関が設置する情報公開・個人情報保護担当の窓口への備付け
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民に広く周知できる方法

（パブリック・コメントの実施）

第 11 条 市の機関は、パブリック・コメントを実施するときは、次の事項を公表します。

- (1) 施策の案及びその案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 パブリック・コメントにおける意見の提出期間は、前項の規定による公表の日から原則として 1 箇月とします。

3 パブリック・コメントにおける意見の提出手段は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 書面持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める手段

4 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明らかにします。

5 市の機関は、パブリック・コメントにより提出された意見に対する検討を終えたときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、意見の概要及び市の機関の考え方並びに施策の案を修正したときはその修正

内容を公表します。

(市民説明会、ワークショップ等の実施の公表)

第 12 条 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施するときは、日時、場所、内容等に関する情報を開催日の 2 週間前までに公表します。

2 市の機関は、市民説明会、ワークショップその他市の機関が行う施策に市民の意見等を反映させるため市民に参画を求める集会を実施したときは、周南市情報公開条例に定める不開示情報に該当するものを除き、開催記録を公表します。

(審議会等の委員公募及び会議の公開)

第 13 条 市の機関は、審議会等の委員を選任するときは、委員の公募に努めます。

2 審議会等の委員の公募に関し必要な事項は、別に定めるところによります。

3 審議会等の会議は、事前に開催を公表し、周南市情報公開条例第 22 条の規定により公開します。

(意向の把握)

第 14 条 市の機関は、この章に定めるもののほか、適切な方法により、広く市民の意識や意見を把握するよう努めます。

第 3 章 市民参画の推進

(市民参画推進審議会の設置)

第 15 条 この条例に定める市民参画の適正な運用及び市民参画を推進する上で必要な事項を審議するために周南市市民参画推進審議会（以下「推進審議会」といいます。）を設置します。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

(1) 第 6 条第 5 項の規定による報告に関する事項

(2) 市民参画の実施状況の評価に関する事項

(3) この条例の運用状況に関する事項

(4) 市民参画の方法の研究及び改善に関する事項

(5) この条例の見直しに関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画に関する基本的事項

3 推進審議会は、市民参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織します。

(1) 市長が行う公募に応じた者

(2) 学識経験者

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 推進審議会の委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 推進審議会の委員は、再任されることができます。

(市民参画の実施状況等の公表)

第 16 条 市長は、毎年度、市民参画の実施状況及び推進審議会における評価（前条第 2 項第 2 号の規定による評価をいいます。）結果をまとめて公表します。

(市民参画の方法の普及等)

第 17 条 市民と市の機関は、様々な市民参画の方法の普及に努めるとともに、それらの長所及び短所を理解し、有効に運用できる人材の養成に努めます。

第4章 雑則

(意思決定過程の特例)

第18条 審議会等がこの条例に定める市民参画の方法に準じて策定した報告、提言又は答申に基づき、市の機関が行う施策については、この条例に定める市民参画を実施する必要はありません。

(条例の見直し)

第19条 市長は、社会情勢の変化や市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行います。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参画を実施することが困難な場合については、第6条から第13条までの規定は適用しません。

附 則 (平成22年12月28日条例第31号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日条例第43号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 周南市市民参画条例施行規則（平成 18 年 12 月 25 日 周南市規則第 76 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、周南市市民参画条例（平成 18 年周南市条例第 67 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（大規模な公共施設の範囲）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する大規模な公共施設は、事業費がおおむね 10 億円以上のものとする。

（市民参画の対象としなかった場合の取扱い）

第 3 条 条例第 6 条第 5 項の規定による報告は、緊急処理理由書（別記様式第 1 号）により行う。

（資料全体を公表することが困難な場合の取扱い）

第 4 条 条例第 8 条第 4 項、第 11 条第 1 項及び第 5 項、第 12 条並びに第 16 条の規定による公表を行う場合において、対象となる施策の内容全体（図面、冊子、大量な資料等）を公表することが困難なときは、当該内容全体の閲覧方法を明示したうえで、その概要を公表することができる。

（パブリック・コメントを実施する場合の公表事項）

第 5 条 条例第 11 条第 1 項に規定するパブリック・コメントを実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案及びその案に関する資料
- (3) 意見を提出できるもの
- (4) 意見の提出先、提出期間及び提出手段
- (5) 意見を提出する場合の記載事項
- (6) 提出された意見の検討結果の公表の仕方
- (7) 施策の案等の閲覧方法及び閲覧場所
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

（パブリック・コメントにより意見を提出する場合の記載事項）

第 6 条 パブリック・コメントにより意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面等を条例第 11 条第 1 項の規定による市の機関が公表したところにより、提出するものとする。

- (1) 施策の案の名称
- (2) 施策の案に対する意見
- (3) 住所（法人その他の団体にあつては所在地）
- (4) 氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者名）
- (5) 連絡先（前 2 号に掲げるもののほか、電話番号、電子メールアドレス等、市の機関が意見を提出したものに通信する際に利用する情報をいう。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

（市民説明会、ワークショップ等を実施する場合の公表事項）

第 7 条 条例第 12 条第 1 項に規定する市民説明会、ワークショップ等を実施する場合において公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集会の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 集会の議題（テーマ）
- (4) 参加できるもの

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
(市民説明会、ワークショップ等を実施した場合の公表事項)

第8条 条例第12条第2項の規定により公表する開催記録は、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 集会の名称
(2) 開催日時及び場所
(3) 集会の議題(テーマ)
(4) 集会の内容
(5) 参加者数
(6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項
(市民参画の実施状況の報告)

第9条 市民参画を実施した担当課等の長は、その結果を、当該年度の翌年度、別に定める様式により、速やかに市民参画担当課長へ提出するものとする。条例第18条に規定する意思決定過程の特例による時も、同様とする。
(周南市市民参画推進審議会の組織及び運営)

第10条 条例第15条に規定する周南市市民参画推進審議会(以下「推進審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(推進審議会の会議)

第11条 会長は、推進審議会の会議(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 推進審議会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。
(推進審議会の庶務)

第12条 推進審議会の庶務は、市民参画担当課において処理する。
(推進審議会の運営)

第13条 前3条に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。
(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

令和2年度
市民参画実施状況年次報告書

令和3年12月発行
周南市シティネットワーク推進部 市民の声を聞く課

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

TEL 0834-22-8808

FAX 0834-22-8243

E-mail koekiku@city.shunan.lg.jp